

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岡山市長 大森 雅夫

|                  |  |
|------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード) | 岡山市東区<br>(331031)  |
| 地域名<br>(地域内大字名)  | 東区東部第3地域<br>(浅川、内ヶ原、浦間、草ヶ部、才崎、上道北方、砂場、西祖、竹原、谷尻、寺山、中尾、檜原、西平島、沼、東平島、一日市、南古都、百枝月、矢井、吉井) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日  | 令和6年10月23日<br>(第1回)  |

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

|  |
|--|
| <p>1 地域全体について</p> <p>(1) 当地域は、旧上道支所管内（浮田、平島、御休、角山小学校区）の各地区で構成されている。</p> <p>(2) 米については、醸造用米（山田錦）がある。JAの麦法人へ加入して、小麦を転作作物として栽培している農家が数件存在している。</p> <p>また、果樹、特にぶどう栽培の産地として歴史のある出荷組合があり、キャンベル・ネオマスカットを中心に北海道市場へ空輸して販売という特異な出荷・販売形態で地位を築いてきた。時代と共に消費者の好む大粒・種無し<br/>のピオーネ、シャインマスカット栽培などへも対応しており、現在も果樹産地としての地位を確立している。</p> <p>(3) 水稻においては大型農家が少なく、地区外の大規模米麦農家に耕作を委託している農地が年々増加している。</p> <p>果樹栽培についても、生産者の高齢化により、果樹園の放棄が懸念されているが、生産組織を中心に若手の新規就農者も増加している。しかし、放棄された果樹園を活用するためには、残置された設備の処分、圃場の分散等の課題がある。</p> |
| <p>2 浮田地区について</p> <p>(1) 当地区は令和3年度に、4名の認定農業者を中心経営体として、人・農地プランの実質化を行った。中心経営体の経営作目は花卉、水稻、畑作物、ぶどうと多岐にわたっており、多様な農業を行っている。</p> <p>高齢化により、ぶどう畑の荒廃・耕作放棄が進んでおり、鳥獣害により耕作をやめる農家も出てきている。しかし、令和4年度には、経営開始2年目で優秀な実績をあげている認定新規就農者1名（ぶどう）が中心経営体に加わった。他にも、担い手候補となる認定新規就農者が複数おり（いずれもぶどう）、今後も新規就農者を中心に、担い手の増加が期待できる。</p> <p>(2) 人・農地プランの実質化の際にアンケート調査によると、農業者が高齢化して担い手が少ない、耕作放棄地がある、市街化が進んで農作業がしにくい、鳥獣害の被害が増えている、畔草の管理に支障が生じている等の課題を抱えている。</p>   |
| <p>3 御休地区（寺山）について</p> <p>(1) 当地区は令和4年度に、2名の認定農業者と1社の認定農業法人を中心経営体として、人・農地プランの実質化を行った。中心経営体の経営作目は水稻、大豆であり、水稻が地区の主体となる作物である。</p> <p>水稻は地区の北部と南部で栽培が盛んであるが、近年ジャンボタニシの被害が拡大している。化成肥料を用いず、ヘアリーベッジ等の緑肥を使用し、品種も窒素の施肥量が少なく済む朝日を無農薬で栽培している中心経営体もいる。</p> <p>無農薬農業においては、除草作業の機械化が重要であるが、機械が高額なため収支のバランスが取れず、新規就農者の確保が困難となっている。</p> <p>地区の東部・中部はぶどう栽培が盛んであったが、東部のぶどう畑は10a程度まで減少しており、中部は小規模な畑が多くなっている。</p>   |

(2) 人・農地プランの実質化の際に行ったアンケート調査によると、農業者が高齢化して担い手が少ない（回答者の約90%）、変形圃場が多い（同約45%）、取排水路整備が悪い（同約36%）、耕作放棄地がある（同約27%）等の課題を抱えている。

4 角山地区（百枝月）について

(1) 当地区は令和4年度に、4名の認定農業者と3社の認定農業法人を中心経営体として、人・農地プランの実質化を行った。中心経営体の経営作目は水稲、小麦、露地野菜、青ねぎ、果樹（ぶどう・梨）、飼料作物（WCS・イタリアンライグラス）と多岐にわたっており、多様な農業を行っている。

地区の北部と西部は傾斜地であり、ぶどう・梨の栽培を行っている。地区の東部である吉井川の堤外では、かつてはぶどうを栽培していたが、今は牧草や野菜も栽培している。地区の中部では水稲・麦の栽培が盛んである。

(2) 人・農地プランの実質化の際に行ったアンケート調査によると、農業者が高齢化して担い手が少ない（回答者27人のうち約70%）、鳥獣による農作物等への被害が大きい（同約60%）、耕作放棄地がある（同約40%）、農業用水の確保が困難な時期がある（同約25%）、後継者がいない（同約15%）等の課題を抱えている。

(3) 鳥獣害については、農作物等への被害の他にも、イノシシが道を掘削することで、農業用車両や機械の通行に支障が生じている。

(4) 山林の管理不全による倒木のため、農業用車両や機械の通行に支障が生じている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

1 地域全体について

(1) 水稲・麦

- ・水稲については、アケボノ、ヒノヒカリを多く作っており、品質向上と収量増加を目指す。
- ・麦については、収量及び品質向上（たんぱく質の増加）により所得の向上を目指す。

(2) ぶどう

- ・ピオーネ、シャインマスカット等の主力品種の高品質を維持するために、栽培技術の高位平準化に取り組む。

2 浮田地区について

ぶどうについて、ピオーネとシャインマスカットを中心とした栽培の拡大を進める。

3 御休地区（寺山）について

現在は水稲で行われている有機栽培を大豆にも拡大し、令和6年度にはおかやま有機無農薬農産物の認定を取得する予定である。将来的には、寺山地区を（国の政策でいうところの）オーガニックビレッジのようなものを目指す。

4 角山地区（百枝月）について

(1) 水稲・麦については、大規模農家への集積・集約をさらに進める。

(2) 野菜については、現在でも耕作放棄地となったぶどう畑からの転換を進めており、これを推進する。

(3) 果樹については、新規就農者等の後継者育成を進める。

(4) 飼料作物については、既に中心経営体の1人に集積・集約済みであり、少なくとも現状を維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 775.3 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 767.6 ha |
| （うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】 | — ha     |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> |   |
| 1                        | <p>地域全体について</p> <p>(1) 担い手に集積・集約化する。</p> <p>(2) 以下の事項を満たす場合には、期間借地をすることを検討する。</p> <p>① 土地所有者（出し手）が表作又は裏作の期間に耕作を続ける場合、及び当該土地所有者が耕作しない期間は他の農業者（担い手）が耕作を行っていくことが、その地域の土地利用の在り方として合理的である場合。</p> <p>② 機構から農地を借り受ける農業者（担い手）が、まとまった農地で耕作ができるなど、効率的かつ安定的な農業経営を行うことができる場合。</p>   |
| 2                        | <p>浮田地区について</p> <p>人・農地プランの実質化の際に行ったアンケート調査により、当地区は、75歳以上かつ後継者が未定及び不明の農業者が耕作する面積の方が、担い手調書で中心経営体が引受け意向を示した耕作面積より広いことがわかった。</p> <p>今後は、アンケートで貸付希望があった農地を借受可能な耕作者へ繋ぎ、引き続き情報共有をする等の方策を講じていく必要がある。</p> <p>また、担い手の増加に向けて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第3項柱書かっこ書にいう「農業者団体等」や土地改良区の協力を得ながら、担い手への農用地の集積・集約化を進める必要がある。</p> |
| 3                        | <p>御休地区（寺山）について</p> <p>人・農地プランの際に行ったアンケート結果から、当地区は、75歳以上かつ後継者が未定及び不明の農業者が耕作する面積より、担い手調書で中心経営体が引受け意向を示した耕作面積の方が広いと、中心経営体への農用地の集積・集約化を進めていく余地はある。</p> <p>今後は、①耕作放棄地解消のために、農業委員会と連携して地主に働きかけていく、②耕作しやすい地域にし、担い手不足の解消に努める等の方策を講じていく必要がある。</p>   |
| 4                        | <p>角山地区（百枝月）について</p> <p>3に同じ。</p>   |
| <p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> |   |
| 1                        | <p>地域全体について</p> <p>農地を集約しようとする場合（特に米麦）は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。</p>   |
| 2                        | <p>浮田地区について</p> <p>認定農業者や認定新規就農者を中心とする団地面積の拡大、担い手への農地集積の推進を図るため、農地中間管理機構を活用する。</p>  |
| 3                        | <p>御休地区（寺山）について</p> <p>アンケートで農地の貸付希望があった農地を、農地中間管理機構などを活用して借受可能な耕作者へ繋ぐとともに、今後も情報の共有をしていく。</p>   |
| 4                        | <p>角山地区（百枝月）について</p> <p>3に同じ。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p>   |  |
| 1 地域全体について  | <p>以下の課題解決のため圃場整備を検討する。</p> <p>(1) 一枚の田が小さいため、作業効率が悪く、収益率が上がらないため大型農家が参入できない。</p> <p>(2) かつて堀であった耕作できない土地が多く点在する地域では、ヌートリア被害や雑草問題の他、排水対策が不完全なため降水量が多いと収量が減少している。</p>       |
| 2 浮田地区について  | <p>(1) 地区内の大字谷尻は、整備された区画の水田が多く、圃場整備の予定はない。</p> <p>(2) 地区内の大字沼は、未整備の水田が多いが、圃場整備の予定は未定である。</p> <p>(3) 地区内の他の大字は、山陽本線の南側は市街化田になっており、水田の中にぶどう畑が点在しているため、圃場整備は困難である。</p>        |
| 3 御休地区（寺山）について  | <p>変形圃場が多いことが当地区の課題であるが、圃場整備に要する費用の地元負担の問題から圃場整備の目途は立っておらず、今後の検討課題である。</p> <p>現状では、土地所有者の承諾を得た上で、将来復元可能な状態での畦畔の除去を進めている。</p> <p>取排水路が整っていないため、水路改修を検討し、農業をしやすい環境を整備する。</p> |
| 4 角山地区（百枝月）について   | <p>(1) 現状でも、水位が同じになる田については畦畔の撤去が進んでいるため、大型農家への集積・集約が進んでいる。</p> <p>(2) イノシシの掘削を防止するため、行政と連携し、道路の舗装整備を検討する。</p>  |
| <p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p>  |  |
| 1 地域全体について  | <p>市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。その際には、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援、生産する農地をあっせん等を依頼し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。</p>   |
| 2 浮田地区について  | <p>ぶどうは耕作者の高齢化が進んでおり、世代交代の時期にさしかかっている。このため、県や市との連携によって紹介された新規就農者を定着まで支援する取り組みを進める。</p>   |
| 3 御休地区（寺山）について  | <p>1に同じ。</p>   |
| 4 角山地区（百枝月）について   | <p>1に同じ。</p>   |
| <p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>   |  |
| <p>地域内で農作業の効率化を図るため、米と麦について、JA（西大寺営農センター）に対し、乾燥・調製作業や、ラジコンヘリコプターを活用した防除作業の委託を進める。</p> |  |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

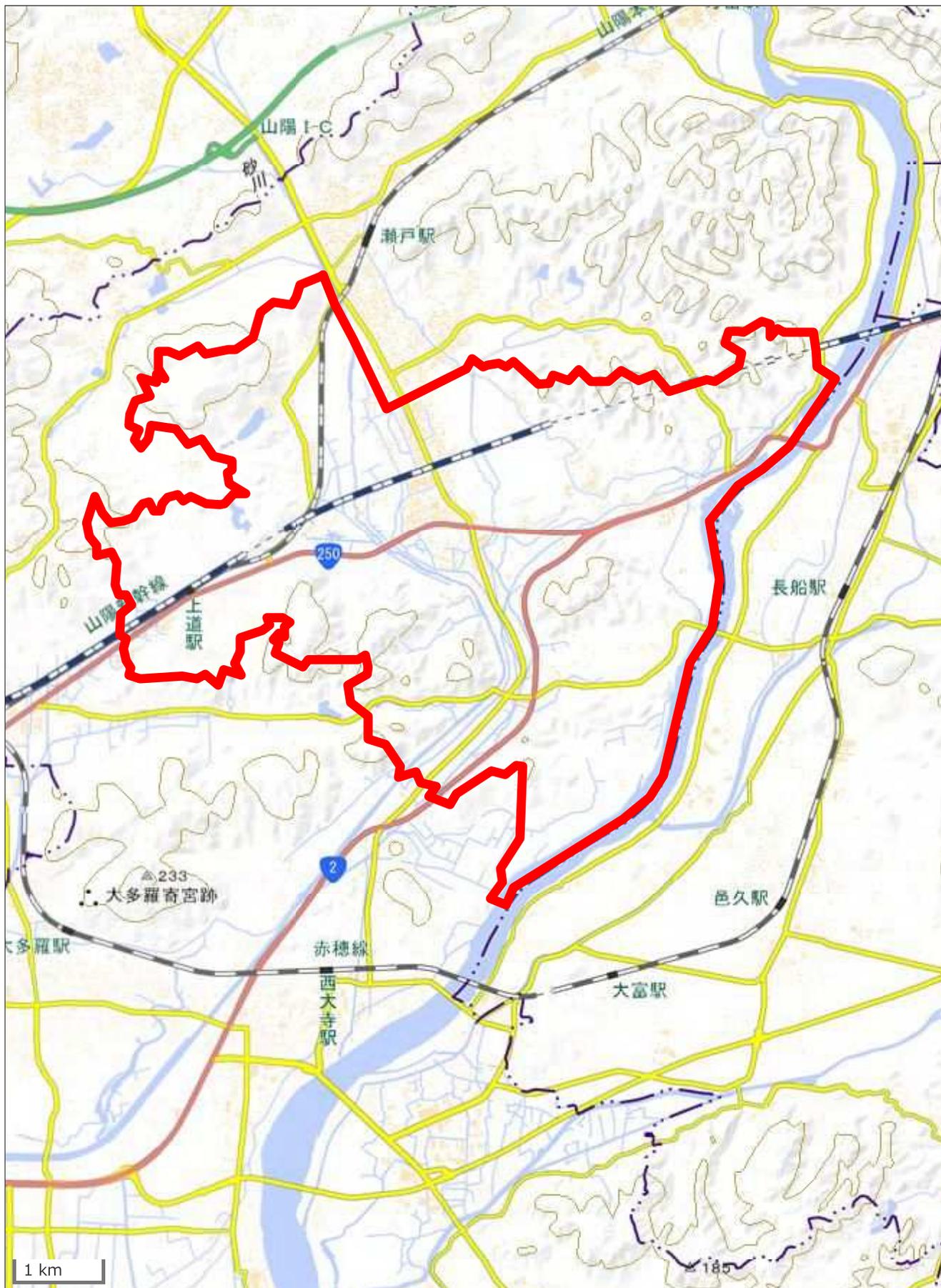
|   |                                      |   |                                   |                               |
|---|--------------------------------------|---|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害（イノシシやヌートリア）の被害が増加しているため、町内会で捕獲檻を設置するなど、被害を防止する方法について検討する。

③御休地区では、GPSを使用する機械の精度向上のために、固定基地局を設置し、農作業の負担軽減や圃場ごとの適正管理による収量の増加、品質の向上を図る。

農業上の利用が行われる農用地等の区域



出典：国土地理院ウェブサイト  
※国土地理院データを基に岡山市が作成